

# 記入例

## 調整給付金(※)申請書

(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

この申請書は、住所地(住民記録を登録してる市町村)と別の場所に住所がある場合には、必ず提出してください。提出後に再度支給確認書を送付いたします。それ以外の方は、提出不要です。

支給市区町村(※令和5年12月1日現在)
城里町長

(現住所) 住所地と別の場所の住所地を記載してください。(氏名・性別・生年月日) 申請・請求者の方で記載してください。(代理申請) 代理申請するときのみ記入してください。

2ページ目の【誓約・同意事項】 ※本様式は、住所地とは別の場所(別荘等)に別荘等がある場合は、様式第1号(確認書)が届けらるる。 ※本様式を提出いただいた場合、確認書を送付します。給付金の

に誓約するもの。 ・返送してください。 の上で、記入いただいた現住所に

### 1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

### 【代理申請を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和 平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、給付金の(確認・請求 受給 確認・請求及び受給)を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名

### 2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座)

受取口座は、必ず申請・請求者の口座を記入してください。

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。 □ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座 ※マイナポータル等からの公金受取口座を登録している □ ② 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望する場合はいずれか一つをチェック) □ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 (希望する場合はいずれか一つをチェック) ※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について税部局等に照会することを承諾します。 □ ③ 下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

### 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください		通帳番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、城里町役場 税務課(電話029-353-7374)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記支給要件に当てはまる場合、市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には調整給付金が支給されません。

【支給要件】

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。)に基づき算定される定額減税可能額(注)が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ること。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外となる。

(注)定額減税可能額

・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数

・個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数

・「納税義務者本人 + 控除対象配偶者(※) + 扶養親族(16歳未満扶養親族含む)(※)」

(※)控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

【支給額】

・所得税分の定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額を上回る額

・個人住民税所得割分の定額減税可能額が、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る額の合算額を、1万円単位で切り上げた額。

- ② 調整給付金の支給要件の該当生等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

すべて記入し、確認後に必ずチェックをし、両欄に署名をお願いいたします。

提出書類

- 『調整給付金 申請書』  
※必要事項をご記入ください。  
 申請者(または代理人)の氏名など(一枚目表面)  
 振込口座(一枚目表面)  
 誓約・同意事項(一枚目裏面上部)  
 署名(一枚目裏面下部)
- 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』  
※給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』  
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(裏面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を3枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした場合のみ)  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を3枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）  
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

申請には、  
・本人（代理人）の本人確認  
書類  
・振込口座のわかる書類の写  
し  
が必要となります。

### 振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

一枚目表面下部に記載の口座以外の口座で、「2. 振込口座」の③に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

※ 一枚目表面上部に記載の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要